

記載例

※提出時は添付書類を併せてご提出ください

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

令和元年5月2日	南房総市長 殿	整理番号	1234567890											
住 所	〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木 28 番地	フリガナ	ミナミボウ ソウシ											
		氏名	南房 総市											
		個人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0
		性別	①男 女											
電話番号	0470-12-3456		生年月日	明大昭 ②令 10・7・1										

第五十五号の五様式

第二条の四関係

個人番号
(マイナンバー)

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和元年 月 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当する者（以下「寄附者」といいます。）をいいます。 (1) 地方団体がいない者又は (2) 地方団体に係る寄附の申込みがなされた確定申告書の提出を含む。）を要しない者	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数の数が5以下である者（以下「ワンストップ特例申請者」といいます。）をいいます。 (切り取らないでください。)	

ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない場合はチェックをしてください。

ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が年間で5市町村以下であると見込まれる場合はチェックしてください。

住 所	
-----	--

○住所・氏名の変更について

申請書提出後…「申告特例申請事項変更届出書」をご提出ください。

変更届出書は本市ホームページからダウンロードすることもできます。

申請書・変更届出書の提出締切は、**寄附した翌年の1月10日必着**です。

チェック印の無い申請書は無効です